

第2期（平成23年度～平成27年度）

恵庭市地域福祉計画

〈概要版〉

平成23年8月
北海道恵庭市

第 2 期恵庭市地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

少子高齢化や核家族化の急速な進行により、私たちの取り巻く社会状況が大きく変化しています。また、個人の価値観・ライフスタイルが多様化し、かつての伝統的な地域コミュニティで培われてきたお互いの助け合いの精神が薄れ、人と人とのつながりが希薄になっています。

一方、地域で支援や福祉サービスを受ける方は増加しており、そこに住む人たちが、安心して生き生きとした生活を送ることができる地域社会が求められています。公的福祉サービスでは、受けるサービスが不足している一方、公的サービス利用に自らつながらない方への対応が必要な状況になっています。こうしたことから、サービス供給者としての行政・事業者が、必要とするサービスを適切に供給する必要があると同時に、行政や事業者のみならず、市民同士の自主的な支え合いや助け合いが必要となります。

今後も安心して地域での暮らしが続けられるよう、地域社会全体での取り組みを進めるため、平成 18 年 3 月に「第 1 期恵庭市地域福祉計画」を策定しました。

「第 1 期恵庭市地域福祉計画」は平成 18 年度から平成 22 年度までを計画年度とし、地域福祉の推進に向けて施策を展開してきましたが、地域社会を取り巻く状況はいぜん変わることなく推移しており、地域福祉向上のためには、今後も様々な取り組みを推進していかなければなりません。このことから、第 1 期計画を踏襲し、さらに地域福祉向上のための取り組みを引き続き進めるため、第 2 期計画を策定します。

2. 計画の位置づけと個別計画との関連

この計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。行政が策定する各個別計画によるサービスの供給と、事業者及び市民の自主的活動がお互いに連携しあう中で、地域福祉の推進を図ろうとする計画です。

＜社会福祉法（抄）昭和 26 年法律第 45 号＞

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者

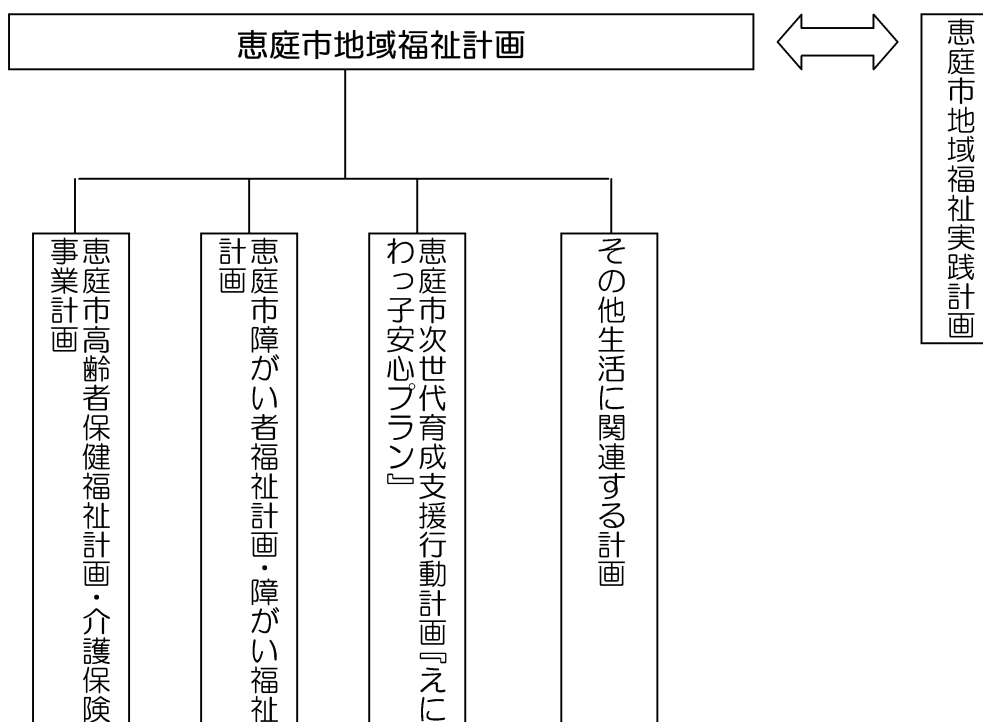
の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事業

この計画では、個別計画が定める具体的な施策を実現することにより、地域社会全体の福祉が増進されることを目的としています。従って、地域福祉計画は、個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たしながら、地域福祉の推進が図られるよう、福祉の理念の実現を図る計画であると位置づけています。

3. 他の個別計画との関係

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画・障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画などの個別計画は、高齢者・障がい者・子どもといった対象ごとの施策を計画の領域としているのに対し、地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を総合的に推進する上での理念をその内容としています。



4. 計画の期間

この計画は、平成 23 年度（2011 年度）から、平成 27 年度（2015 年度）までの 5 年間とします。

なお、この計画に対する実施状況・検証については中間年（平成 25 年）行い、その結果を公表することとします。

5. 計画の推進体制

① 恵庭市社会福祉推進会議

保健福祉部長を委員長とした庁内組織（委員は関係課長職）により、行政内部の調整や情報の共有化を行うとともに、進捗状況について検討を行います。

② 恵庭市社会福祉審議会

恵庭市社会福祉審議会条例（平成 17 年条例第 8 号）により設置した市の附属機関です。この委員は、行政以外の団体から推薦を受けた委員と公募委員で構成されており、計画の進捗状況等について確認を行っております。

計画の基本理念と施策の方向性

1. 基本理念

『人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ』

まごころをこめて、花を育て、人を育てる。子どもから高齢者まで、すべての人が住みなれた地域で安心した生活をおくるために、一人ひとりが思いやりの気持ちを持ち、支援を必要としている人たちと共に生き、支えあう社会の実現をめざします。

基本理念は、第 1 期恵庭市地域福祉計画の策定にあたり、ワークショップメンバーが地域福祉へのそれぞれの思いを確認し、言葉に表現したものです。

「人にも花にも」は「市民が丹精こめた花だけではなく、何気なく道端にひっそりと咲いている花や命あるもの全てに」と、「まごころ」は「笑顔で接し、常にやさしさや思いやりの心で」と、「みんなで育てる」は「コミュニケーションを図りながら、互いに助け合い、毎日が安心して暮らすことができる地域づくりを育み」と、「やさしいまちえにわ」は「小地域の活動から全市での取り組みへの展開をめざす」との思いを込めています。

この基本理念は、将来にわたって受け継がれるべきものであることから、第 2 期計画においても継承します。

2. 基本目標

1 基本理念の共有化による地域福祉施策の推進を図ります

基本理念を共有化するためには、まず、地域福祉についてお互いの共通理解のもと、施策を推進していかなくてはなりません。基本理念についての啓発を行うと共に、お互いができる役割について十分に理解を深める中で、地域福祉施策の推進を図ります。

2 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します

福祉サービスを必要とする人たちが必要な情報を得て、適切なサービスを利用できることにより、安心して充実した生活がおくれるための施策を推進します。

3 地域における社会福祉事業の健全な発達を促します

福祉サービスを提供する事業者が適切な福祉サービスを提供できるための施策及び福祉人材を育成する施策を推進します。

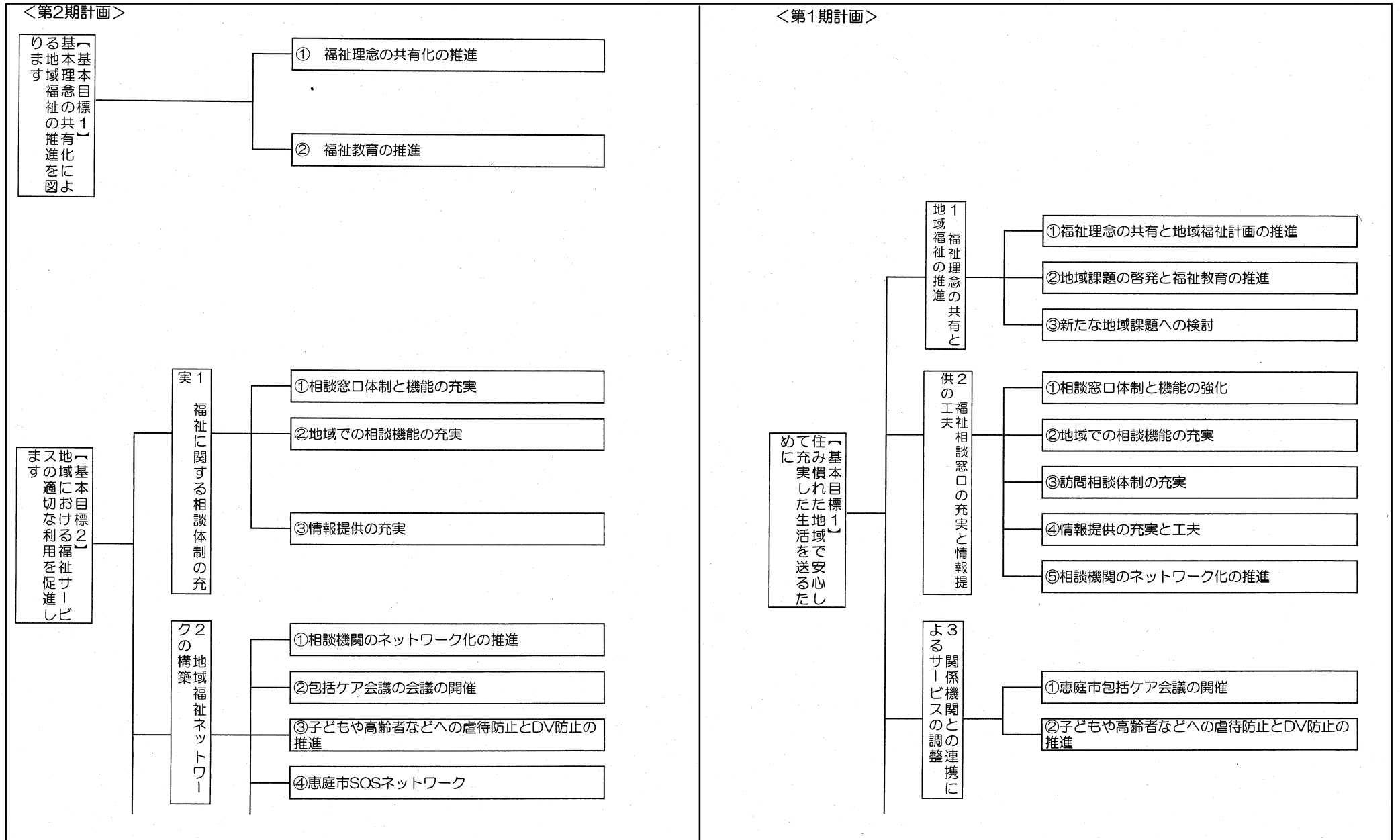
4 地域福祉に関する活動への市民参加の促進を図ります

市民一人ひとりが、ふれあいや支えあいを自発的に行うことができるような施策を推進します。

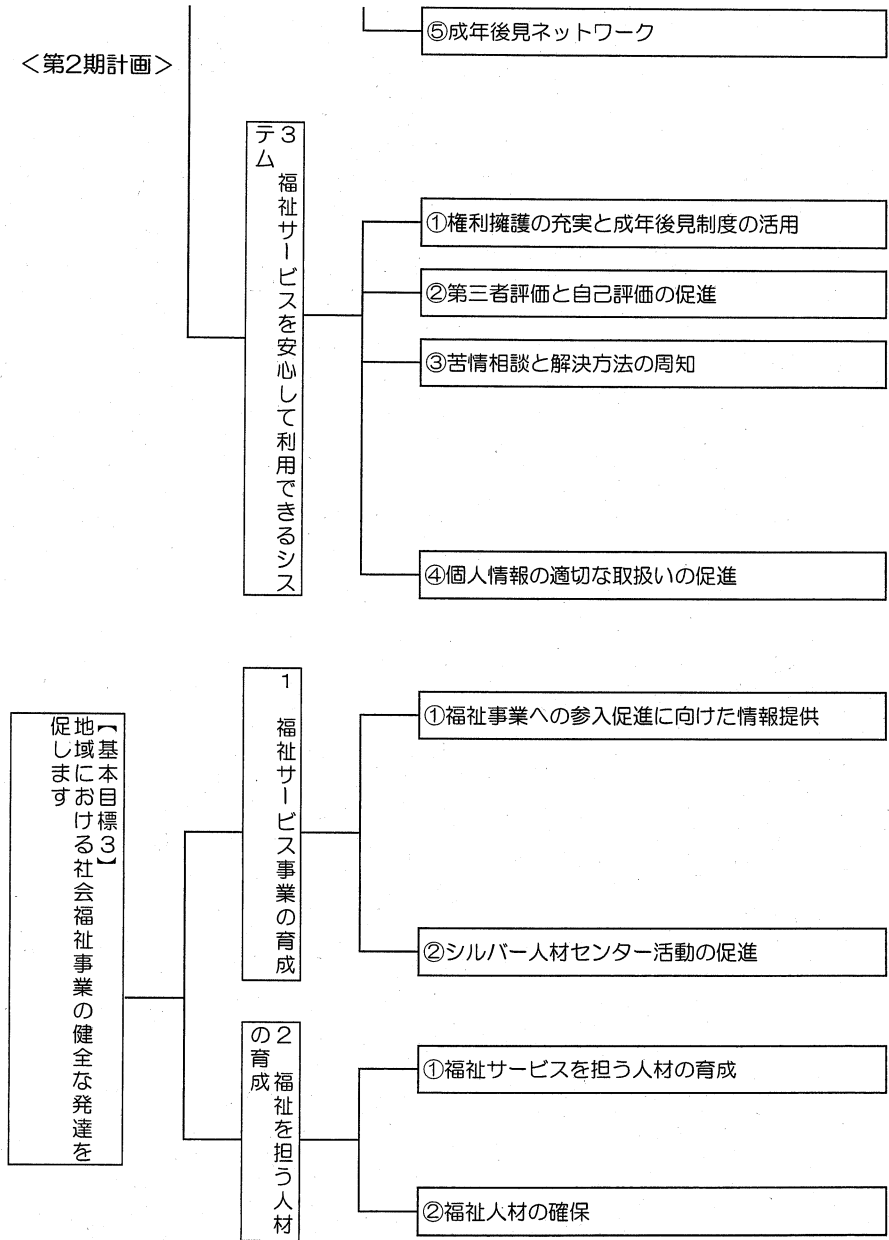
5 これからもこのまちで暮らしていきたいと思える施策を推進します

恵庭市の目指す将来都市像である「水・緑・花 人がふれあう生活都市えにわ」を進めていくことにより、これからもこのまちで暮らしていきたいと思えるような事業を推進します。

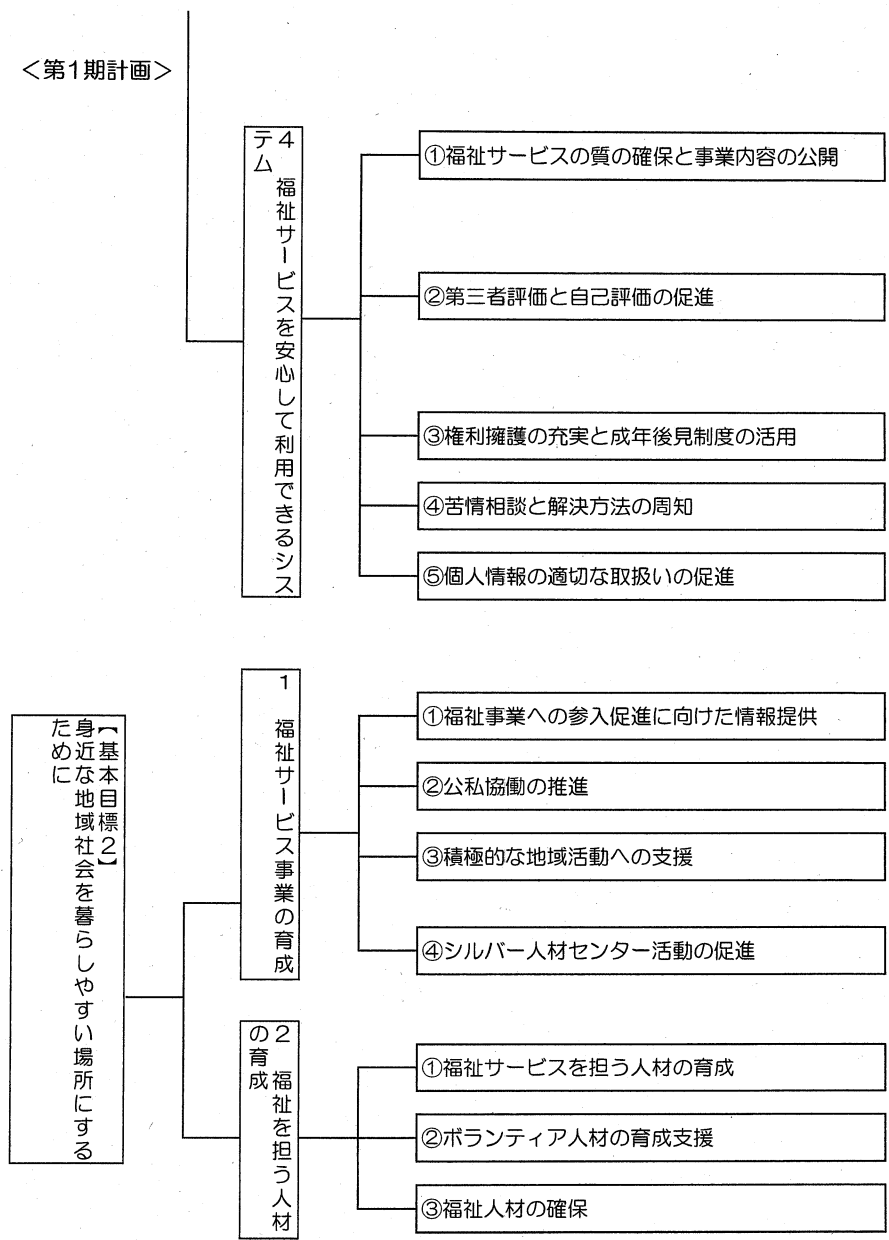
第2期計画と第1期計画の体系 新旧対照図



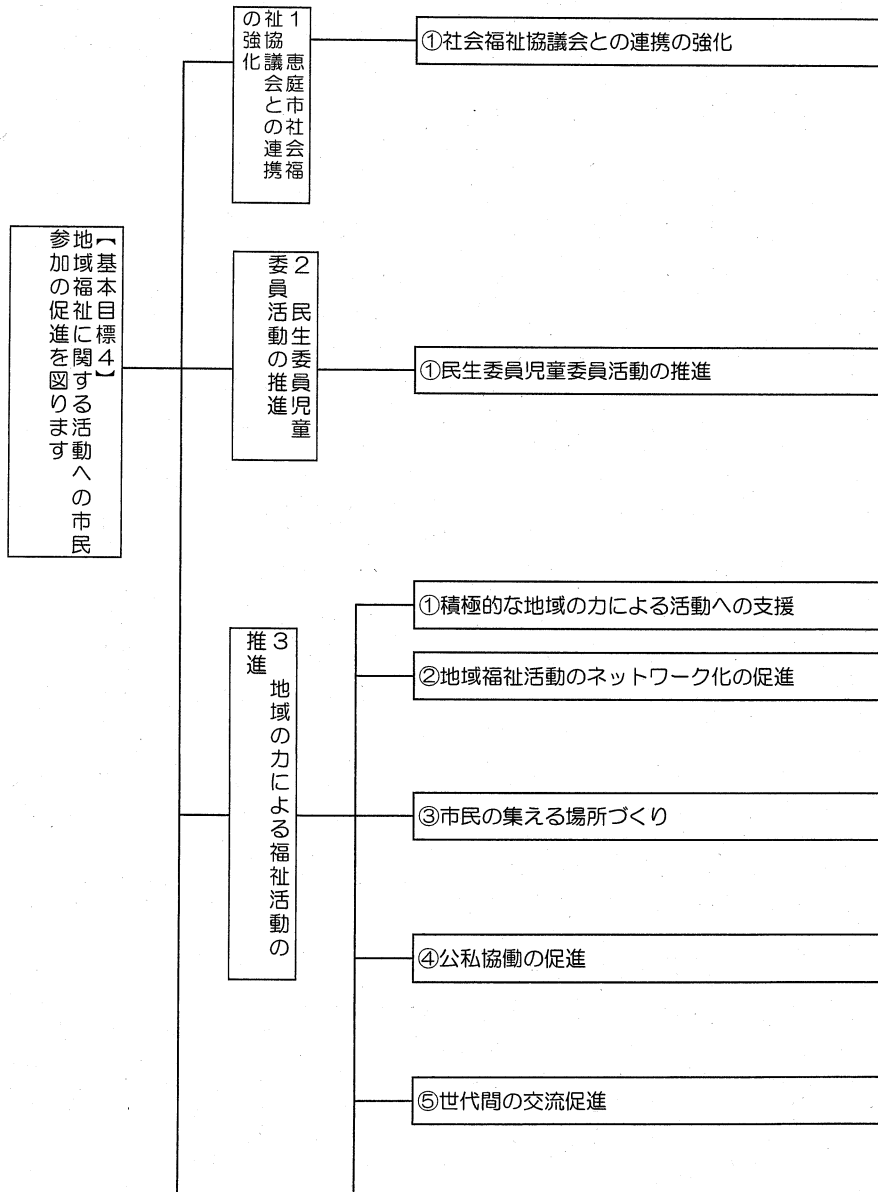
<第2期計画>



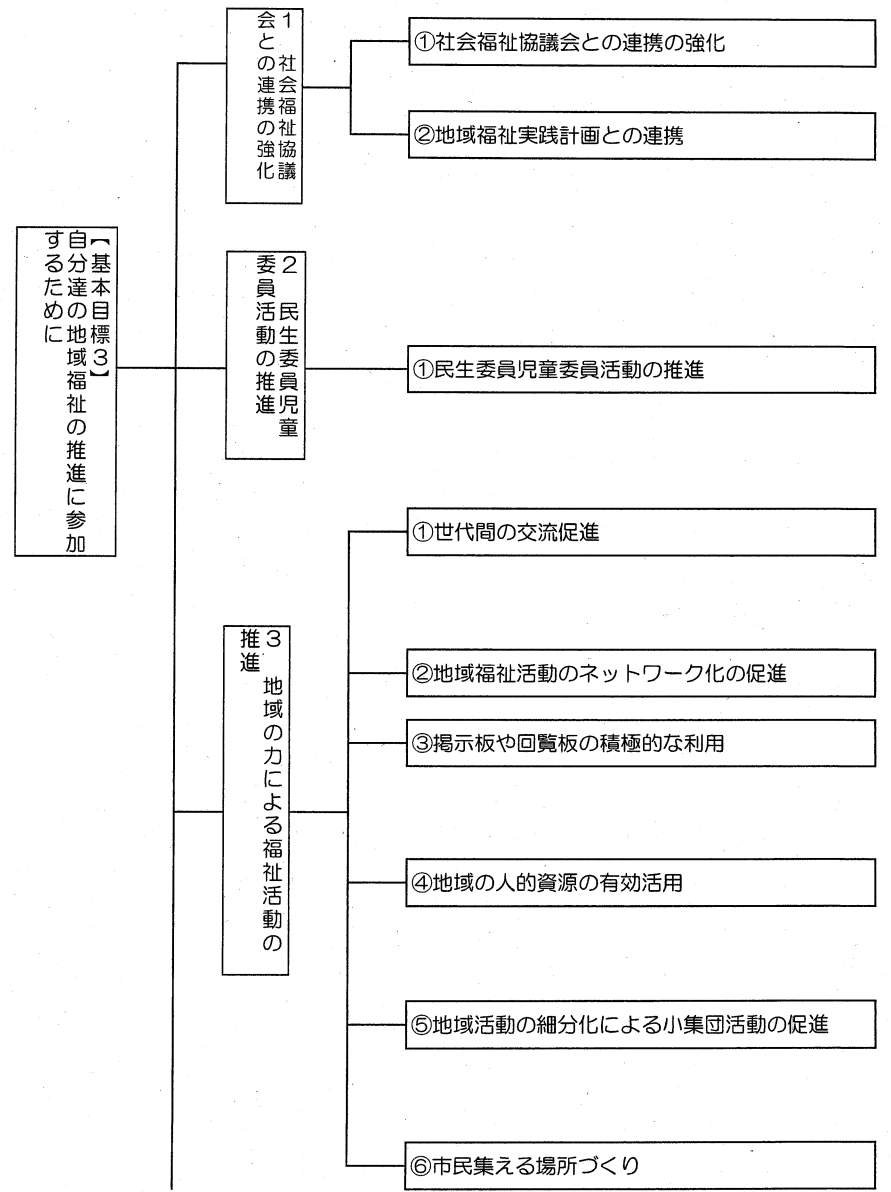
<第1期計画>



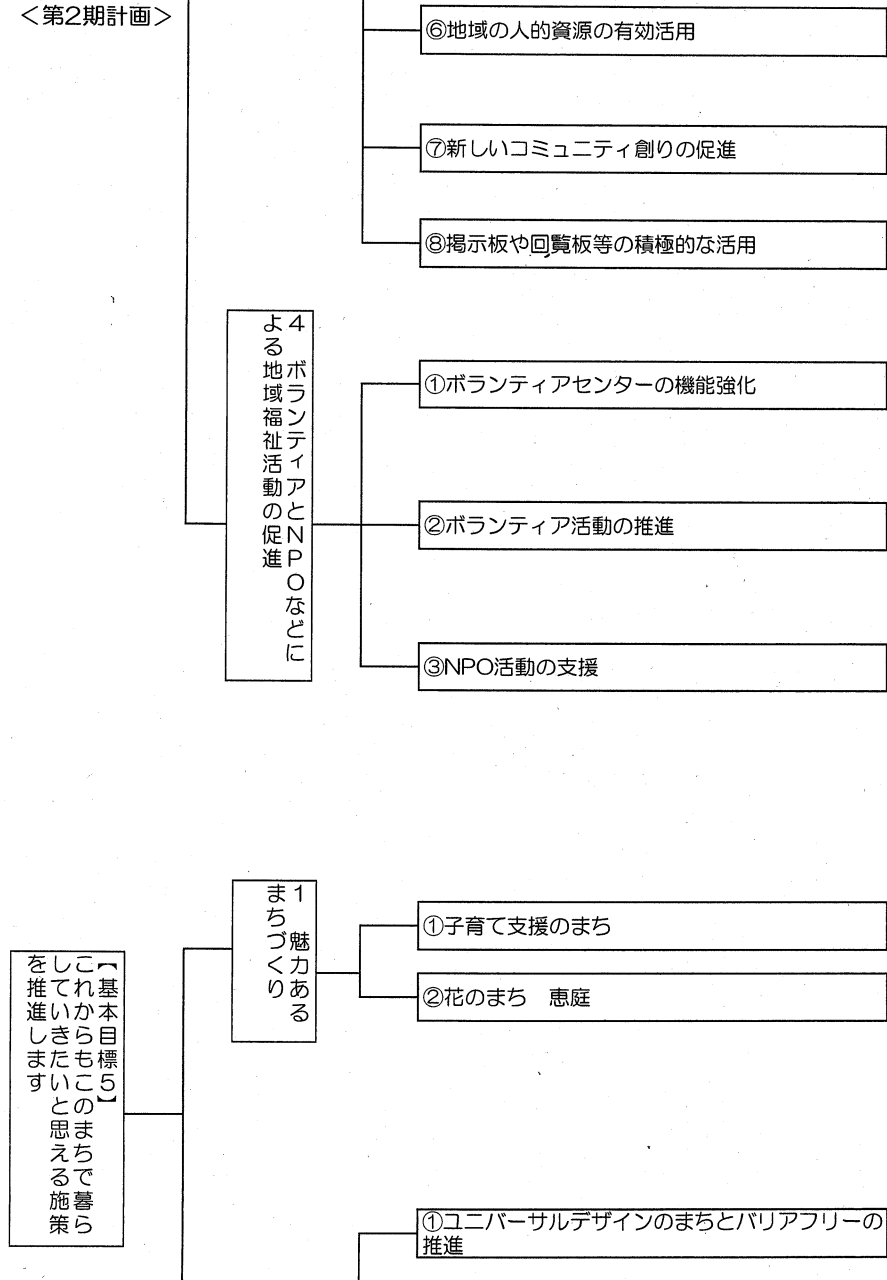
<第2期計画>



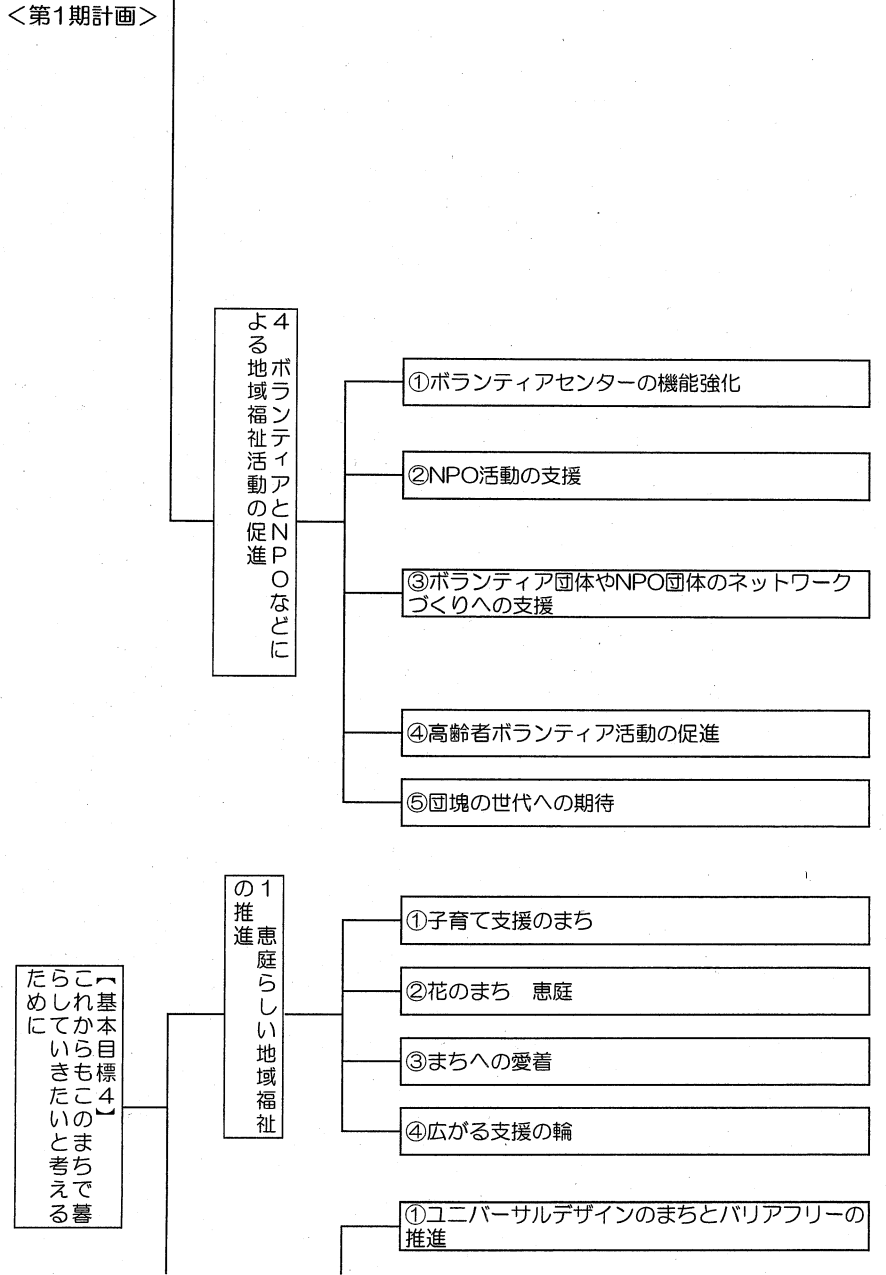
<第1期計画>



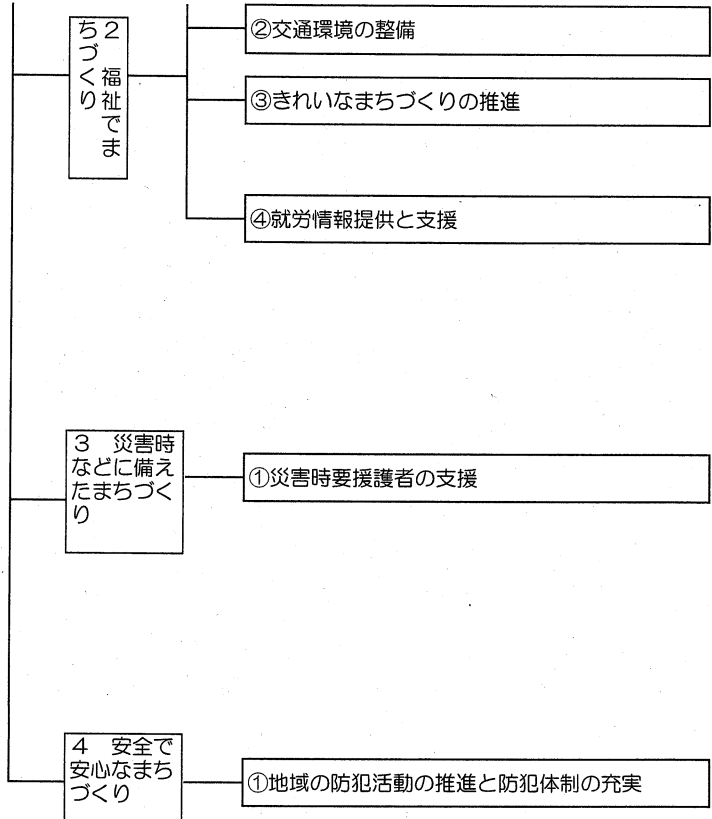
<第2期計画>



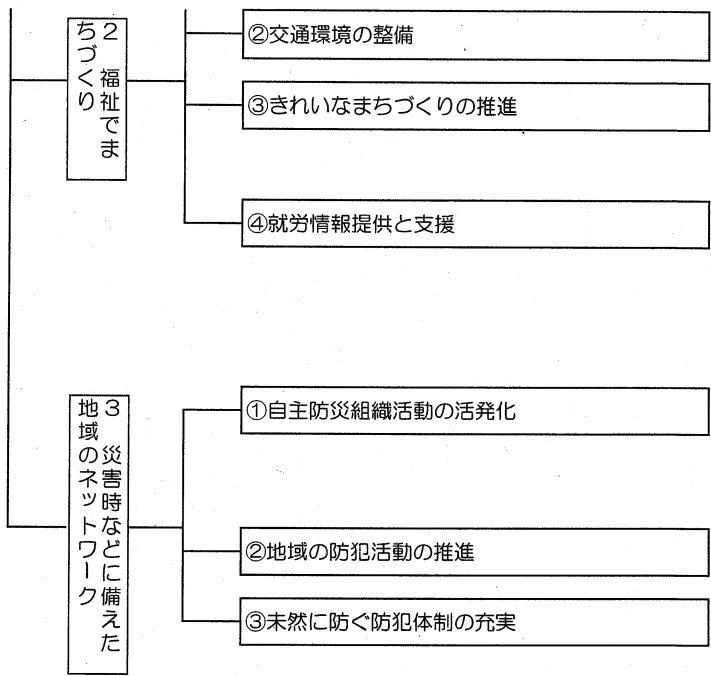
<第1期計画>



<第2期計画>



<第1期計画>



「第 2 期恵庭市地域福祉計画」の構成

第 2 期恵庭市地域福祉計画は、第 1 章から第 5 章までと参考資料で構成されています。

第 1 章では、計画の策定にあたり、計画策定の目的や位置づけ、計画の期間、推進体制等について記載しております。

第 2 章では、地域福祉を取り巻く現状として、人口や出生状況等を統計データで見ることにより、現在の地域における課題等を検証しています。

第 3 章では、本計画の基本理念と基本目標について解説を行っています。

第 4 章では、基本目標に沿い、各々の施策についての解説を行っています。

第 5 章では、地域福祉を担う市、市民、事業者のそれぞれの役割を明らかにすることで、三者が一体となる中で地域福祉を推進していくことを明らかにしています。

参考資料では、町内会をはじめ、各種福祉関係団体等を対象に行った「地域福祉懇談会」の内容や、第 1 期計画の検証、第 1 期計画へのご意見・第 2 期計画へのご要望について記載をしております。